

スウェーデン・モデルと職業教育－「信用の制約」から見た歴史的展開－

The Swedish Model and Vocational Education - Historical Developments from the Perspective of "Credit Constrains"

石原俊時（東京大学）

Shunji ISHIHARA: Tokyo University

要旨：スウェーデンにおける職業教育の歴史的展開は、経済史家アンデッシュ・ニルソンにより、イギリス型からドイツ型、さらにはそこからフランス型への展開と把握されている。本報告は、このような歴史的展開を「信用の制約」という観点からとらえ直す試みである。

キーワード：スウェーデン，スウェーデン・モデル，職業教育，団体協約，職業学校，企業内教育制度

1.はじめに

それぞれの国において、各々の特徴をもった職業教育の制度が発達してきた。例えば、イギリスの職業教育制度は、国家の影響を最小限にとどめて技能形成や熟練労働力の調達を市場に任せることに特徴を持ち、フランスでは技能形成の主要部分が国家の監督の下に学校制度の枠組の中で職業教育制度が展開し、ドイツでは、国家・使用者組織・労組の協力に基づき、いわゆるデュアルシステムという形態を取って発展してきたことが指摘されている。経済史家アンデッシュ・ニルソン（Anders Nilsson）によれば、スウェーデンの職業教育制度は、当初はイギリス型に近い形態であったが、戦間期にはドイツ型に接近し、1960年代にはフランス型の方向に発展軌道を改めた¹。

本報告は、こうしたスウェーデンにおける職業教育制度の歴史的展開を、中央集権的な労使交渉システムとしてのスウェーデン・モデルとの関係に着目して概観する試みである。また、スウェーデン・モデルとの関係を見ていく際には、アメリカの政治学者キャスリーン・セーレン（Kathleen Thelen）が制度の歴史的展開を把握する際に一つの着目点とした「信用の制約（credit constraints）」の問題に着目したいと考える。つまり、制度が安定的に継続していくかどうかは、制度を構成する諸主体と制度との間および諸主体間に相互的な信頼関係が成立するか否かが鍵となるということである（セーレン 2022, 14 頁）。

例えば、ドイツでは 1897 年に手工業保護法が制定され、手工業会議所が認定した熟練資格に法的な位置づけを与えられた。これによ

り手工業会議所は、熟練を認定するとともに、各作業場で適正な職業教育が行われているかどうかを監督する役割を与えられた。適正でないと判断されたならば、その作業場は徒弟を教育する権利を失う恐れがあったのである。それゆえ、職業教育を受ける側からすれば、きちんとした教育を受けることが期待できるし、たとえ徒弟の間は低賃金で待遇が悪くとも、将来的には、労働市場において恵まれた地位を得ることを展望できることとなった。他方、教育を施す使用者の側からすれば、教育を施し教育コストをかけても労働者は修業を終えると自分のところから立ち去る恐れもあったが、徒弟である間は低賃金で雇用することができた。そうした相互の利益の下に徒弟制（企業内教育制度）が安定的に存続していくことになった（セーレン 2022, 56, 65-66 頁）。

終身雇用・年功賃金で特徴づけられる日本の経営（終身雇用・年功賃金）についていえば、従業員は特定の職種に固定されず、様々な職種を経験しつつ企業内でキャリアを重ねていく。職業教育は基本的に企業内で行われ、そのプロセスを支える主要な制度的前提となっているわけである。従業員にとっては、若いうちは社内ヒエラルヒーの底辺にあって低賃金でこき使われるかもしれないが、将来的にはそうしたヒエラルヒーを上昇しながら定年まで安定的な地位を維持することが望めた。それに対し、使用者は、様々な教育コストをかけても強固な企業アイデンティティをもった従業員を養成し、フレキシブルにその能力を活用できたのである（セーレン 2022, 204-205 頁）。

また本報告では、それぞれの国の職業教育

制度の特徴を把握するにあたり、職業教育が行われる場にも注目したい。職業教育制度といっても学校や企業、あるいはそれ以外の社会の中で展開する可能性があり、現実にもそのように展開した。そしてそれぞれの場で行われる職業教育制度が全体の職業教育制度の中でどのような役割を分担しているか、中心的に職業教育をどの領域が担ったのかを見ることは、それぞれの職業教育制度の特質を探るうえで有力な観点を与えてくれる。上記のイギリス、フランス、ドイツの職業教育制度の特徴づけは、その点に注目したものであると言える。それゆえ、本報告では、こうした「信用の制約」という観点に注目するとともに、企業内での職業教育制度に焦点を当ててスウェーデンにおける職業教育制度の歴史的展開を見ていくこととする。企業内の職業教育制度をめぐって、労使間の、教育を施す側と受ける側との間の信頼関係が構築できるか否かが、様々な領域で行われる職業教育制度における企業内教育の位置を規定し、その国の職業教育制度のあり方を特徴づけると考えられるからである。

2. 第一次大戦前後の状況

1846年のギルドの解体や64年の営業の自由令(Näringsfrihetsförordningen)以後も、ギルドで培われた熟練養成システムは、徒弟制(lärlingssystem)として残った。また、工業化に伴い、徒弟制は工業にも採用されていった。しかし、19世紀末から20世紀の初頭にかけて、徒弟制の機能不全が指摘されるようになった。例えば、技術発展が進むにつれて熟練のあり方が変化する中で、理論的な教育の必要性が感じられるようになった。とはいえ、そうした教育の機会が身近に存在することはまれであった。20世紀に入って労働時間の短縮が顕著に進行していたが、特に第一次大戦終了期に法的に8時間労働日の導入がなされ、労働強化が一層求められてきたのであり、合理化運動も本格的に進展しはじめていた。そのような中でこうした認識は高まってきたのである²。19世紀末になって工業化が本格的に展開するようになったスウェーデンであったが、その時期にはいわゆる第二次産業革命の波が及ぶようになっていたのである。

1907年に選任されて技術教育を対象とし

た政府調査委員会の報告書によれば、学校で技術教育を行う必要性は、既に19世紀初めから唱えられていた。同世紀半ばにかけて、主に民間のイニシアティブにより夜間学校(aftonskolan)、日曜学校(söndagsskolan)、スロイド学校(slöjdskolan)がいくつかの都市に設立され、技術教育を行っていた。1872年には、14校で合計約2,000人の者が学んでいた。1877年に国家補助を受けるようになり、90年代から学校設立が相次ぎ、学ぶ者は、1910/11年には68校10,819人となっていた。しかし、それでも実質的には14-18歳の工・手工業で働く者のうち5%しか満足に教育を受けていないとの指摘もなされたように、職業教育を目的とした学校制度の未整備は、既に第一次大戦前にも認識されていた(Tekniska kommittén 1911, s.32-128)。その上、学校数や収容人数の不足のみでなく、教員の待遇が劣悪でその質が確保できておらず、設備や教材なども整っていなかった。カリキュラムにおいては、一般教育に偏り、工業や手工業のニーズを反映させていないことが批判された。このように当時のスウェーデンの職業教育制度は、質量ともに欠陥を抱えているため、工業の発展に熟練労働力の供給が全く追いついていないと評価された。そして、そのことが経済発展にとって重大な障害となっていると認識されたのである(Tekniska kommittén 1912, s.35,43,66,68)。

この問題は、初等学校(folkskolan)につづく学校形態の問題と結びついていた。同時期に、複線型教育制度の下で、エリートではない若者に対して、従来の初等学校だけでなく、さらに高い教育機会を与えることが課題となっていたからである。例えば、継続学校(fortsättningsskolan)の義務化が検討されていた。職業学校の問題は、義務教育の延長の問題と結びつき、職業教育のみでなく市民教育の問題としても捉えられた(Tekniska kommittén 1912, s.43, 67-68)。

このように第一次大戦前から職業教育制度の改革が検討されていたのだが、実際に実施されるのは1918年のこととなった。この年の実践的幼年学校(praktiska ungdomsskolor)をめぐる決議として知られる国会決議は、地方自治体であるコミューン(kommun)に、工・手工業、商業、家事労働³で働く徒弟に最高2年(年9ヶ月・平均週12時間)の教育を提供

する義務を定めた。さらに同年の職業学校条例 (yrkesskolstadgan) によって、職業教育を行う学校に対する国家補助が定められた。これらを通じて、職業教育を行う学校の諸形態が定められ、コミューンを主な担い手として学校の整備が図られることとなる⁴。

そのような学校の諸形態としては、第一に、初等学校修了者を対象として、それぞれの職業で職を得ることを容易にすることを目的とした、全日制の学校があった。作業場学校 (verkstadsskolan) がその主要な形態である。

第二に、初等学校のみでなく継続学校を修了した者が、働きながらその職業で確固とした地位を得るため、基本的な理論的知識や学校でしか習得できない熟練を身に着ける機会を提供する徒弟学校 (lärlingsskolan) があった。

第三に、この徒弟学校を修了した者を対象とした学校形態として、職業学校 (yrkes-skolan) があった。1年以下の短期で、特定のテーマにそったコースの形態をとる。徒弟学校で得たものを基礎に、知識や技能の幅を広げ、深める機会を提供することが目的とされた。

その他、コミューンが管轄しない民間のコースがあった。これは、作業場学校や徒弟学校に相当する内容の教育を行った⁵。

翌1919年には、職業教育を統括する国家の機関として学校庁 (Skolöverstyrelse) が設立された。それ以前の工業や手工業関係の職業教育を目的とした学校の多くは、17世紀に重商主義政策を担う中心的な官庁として設立された商務院 (Kommerskollegium) の管轄であった。しかしこの時に、実業とのつながりが重視され、職業教育は通常の教育とは別の教育の領域であるとの見方に対し、あくまで学校教育の一部門であるとの考えが勝利し、新たな国家機関として学校庁が設けられたわけである。成立した学校庁は、職業教育の他、初等教育やエリート向けの中高等教育も管轄した国家機関となる。また、管轄する職業教育の対象は、工・手工業のみでなく、商業、家事労働も含むこととなった⁶。

この18年の国会決議や職業学校条例では、企業内教育が職業教育の場の中心として見なされ、学校での学校教育はそれをあくまで補完するものとして位置づけられた。またその

際に、企業内教育 (徒弟教育) のあり方を新たな立法によって規定することが予定されていた。ドイツにおいては1897年および1908年の営業法で、デンマークでも1889年の徒弟法などで徒弟教育の法的規制が実現されていたのであり、これらの国の制度がモデルとなった。しかし、1923年に法案が出されたものの、企業活動の自由を拘束するものとして使用者団体の反対が強く、労働組合も団体協約による解決を求め、結局成立しなかった。それゆえ、スウェーデンでは、これらの国と異なり、企業内教育の内実を保証し、熟練資格を公的に認証する制度が欠如したままとなった。そのことは、ドイツのように職業教育を施す側と受ける側の制度に対する信認を獲得することを困難とした⁷。とはいえ第一次大戦後しばらくは、そのように企業内教育の問題が解決されないまま、職業教育の問題は後景に退くこととなる。

3. 戦間期の状況

職業教育の問題が再び脚光を浴びるのは、大恐慌からようやく回復の兆しが見えてきた1935年のこととなった。その年5月に社会省 (Socialdepartementet) の下で合理化調査委員会 (Rationaliseringsutredningen) が選任された。それは、第一次大戦後に合理化運動が一層進展したことを背景に、1920年代の不況や大恐慌の経験を踏まえ、合理化の負の側面 (失業や労災・職業病) を社会の観点から把握し、国家、地方自治体、企業間の協力のもとでそれに如何に対応していくかを検討課題とした。そこでは、このような負の側面への対応を通じて、恐慌後のスウェーデンに安定した経済成長をどのように実現するかが模索されたのである。

それゆえ、そこでの中心的な議論の対象は、失業問題となった。注目すべきは、1920年代以来の失業状況の推移、特にこの30年代の景気回復期の現状を見て、労働力は衰退する産業から勃興する産業に自動的に向うわけではないと認識されたことである。例えば、馬車は次第に自動車に駆逐されていったが、馬車製造業で働く労働者を自動車産業がすぐに吸収できるとは限らないのである。また、失業問題は地域によってとりわけ深刻な様相を呈していることも指摘された。景気が

回復してきても、特定産業それも構造不況業種が集中した地域では、失業問題の解決の兆しは一向に現れていなかった。それは、職業間の移動とともに地域間の移動が困難であることが原因であると見なされた。仕事があるからといって、誰でもおいそれと見知らぬ土地に移ることに抵抗があることは確かであるのであり、特に家を所有する者にとっては、転居に一層の困難が伴うことが想像された(SOU 1939:13, s. 40-43,46-49)。

他方、合理化に伴って労働のあり方が変化していることも注目された。職務が細分化され、機械化も進んだことで、確かに職務の単純化や容易化がもたらされた。そのため、女性でも多くの職務をこなせるようになってきたが、労働強度は高まり、生産過程は頻繁に変更されるようになった。そのため労働者には、そうした作業をこなす活力(vitalitet)、目配りが効いて(påpasslighet)新たな作業の意味や状況をすぐ理解し適応できる(anpassningsförmåga)といった新たな能力が求められるようになっていた。旧来の熟練が解体しても、そのような能力を前提とする新たな熟練が必要とされていると認識されたわけである。また、自動車産業の組立工のように、熟練労働者と全くの単純作業を行う非熟練労働者の間に、比較的短期間で熟練を習得しうる半熟練労働(tempoarbete)を行う労働者が多数現れてきていることも指摘された。しかし、単純化された作業を短時間に反復せねばならない彼らにも、このような能力が求められているのであり、彼らに教育を行うことも新しい職業教育の課題とされた⁸。こうして委員会は、景気回復期にあつて労働力需要の高まりと失業の並存という事態に直面して、有効需要を高め雇用を拡大するという労働力の需要サイドよりも、供給の側面に注目していくこととなる。

また、合理化調査委員会は、失業問題を合理化の負の側面として把握したわけであるが、合理化そのものを社会的に規制することについては、企業の自由を拘束し、生産諸力の発展を妨げることだとしてそれを否定した。むしろ合理化を促進し、経済発展を推し進めて、就業機会を増大させると共に、就業可能性・移動性を高めるべきだと主張したのである。それゆえ、失業問題に対し、年金受給年齢の引き下げ、労働時間短縮、既婚女性

の雇用の制限などで対応することは選択されなかった。縮小均衡ではなく、拡大均衡が目指されたのである。合理化の推進によって経済成長を実現する中で失業問題を解決していくという方向性も、例えば、1927年から35年まで活動した同じく政府調査委員会である失業調査委員会(arbetslöshetsutredningen)よりも明確になったといえる⁹。

こうして職業間の移動を促し、新たな熟練のニーズに対応するため、職業教育が経済成長のための戦略的な領域としてクローズ・アップされてくることとなる。景気回復により労働力需要が高まっているにもかかわらず、失業問題の解決とはほど遠い状況であるのは、何よりも現行の職業教育制度の欠陥に起因すると考えられた。また、合理化の進展にともなう求められる労働力の質が変化していることが認識された。職業教育制度の改革をしてそうした状況の変化に対応した労働力を供給することが、合理化を推進し、安定した経済成長を実現する上で不可避であると主張されたのである(SOU 1939:13, s.99-100)。具体的には、失業者向けの作業場学校が、その問題を検討する糸口として注目されることとなる。

まさにその問題を扱ったのが、1937年5月に教育省(Ecklesiastiskdepartementet)によって選任された作業場学校調査委員会(Verkstadsskoleutredningen)であった。大恐慌対策の一環として設立された失業者向けの作業場学校の存廃を検討すると共に、それに合わせて学校教育や企業内教育を含めた職業教育システム全体の見直しが課題とされた。そのため、この委員会の下で大規模な職業教育の実態調査が行われた¹⁰。

調査は、職業教育システム全体が問題を抱え、機能不全に陥っていることを客観的に裏づけた。1918年の改革で位置づけられたように、実際には職業教育の圧倒的な部分は企業・職場で担われていた。しかし、ごく少数の大企業でのみ組織的な職業教育が行われているに過ぎなかった。概して、労働速度が上がり、出来高制賃金が普及する中で、ベテランの労働者による徒弟に対する現場での教育はなおざりにされていた。合理化に伴い、例えば、新しい技術や労働方法を理解し順応することが求められてきたように、熟練は身体で覚えるものから知的能力を通じて吸収するものに

変化しているにもかかわらず、理論教育は殆ど行われていなかった。徒弟が仕事をしながら通学する徒弟学校も活動は停滞していて、ドロップ・アウト率は年21%にもものぼっていたのである（SOU 1938:26, s.92-95）。

この委員会が特に注目したのが、景気循環の職業教育に及ぼす影響と職業教育の地域的偏差の問題であった。不況期には企業活動が縮小し、求人も停滞することにより、企業内教育も縮減を余儀なくされる。しかし、そのため、景気回復に向かっても、企業は、すぐに熟練労働力を調達できないこととなる。また、地域的に職業学校の分布に偏りがあった。特に農村では、職業教育機関が不足していた。このことも熟練労働力の供給を妨げる要因となっていた。それゆえ、こうした問題に社会の側で対応し、景気循環の影響を平準化し、地域的偏在を是正していかなければならないとされた（SOU 1938:26, s.96-100）。

そこで提案されたのが、県に相当する地方自治の単位であるランスティング（landsting）が運営する中央作業場学校（centrala verkstadsskolan）を各地に設立することであった。まずはランスティングごとに平均1校、全国に23校設立することが目指された（SOU 1938:26, s.108-09）。この学校は、いくつかの職業部門（yrkesavdelning）からなり、初等学校修了者ではなく継続学校修了者を対象とした。年限は2年を標準として職種によりフレキシブルに定められた。そこには、これまでと異なる新しい職業で熟練を獲得しようとする者も入学しえた。学校と職業生活を直接媒介するのみでなく、職業経験者を対象とする再教育も任務としたのである。それゆえ、現行の職業学校条例での規定では23歳を上限としたが、将来的には25歳以上も入学しうるようにすることが予定された（SOU 1938:26, s.122-123, 129-130, 261-265）。何より中央作業場学校は、不況期に企業内教育が縮小した場合、それを補うものとして機能することが期待された。それと同時に、全国各地に配置することで教育機会の地域的不均等が是正されるはずであった。そして、失業者向けの作業場学校をこれに転換していくことが提案された（SOU 1938:26, s.99-100, 256-258）。

さらに、こうした職業教育を行う学校のあり方と関連して、職業教育の管轄機関が問題となった。これまでは、先に見たように、1919

年以来学校庁が職業教育を行う学校を管轄していた。しかし、合理化調査委員会も指摘したように、労働市場の求める労働力のニーズは多様であり、しかも変化していた。そのため、初等・中等の普通教育を中心的対象とせざるをえない学校庁では、職業教育を行う学校と、産業や労働市場における諸利害との間の連携を進めることに限界があった。それゆえ、調査委員会は、独立した管轄機関である職業教育庁（Överstyrelsen för yrkesutbildning）を新たに設立し、それが職業教育を担当すべきだと主張した（SOU 1938:54, 39-47, 95-96）。

一方、戦間期は、労使対立が激化した時期であった。1928年に行われた労働平和会議（Arbetsfredskonferensen）によって労使の間に歩み寄りの姿勢がみられたが、30年代に入り、ストライキ破りに抗議するデモ隊と警察・軍隊との衝突で死傷者も出たオーダレン（Ådalen）事件が起こり、労使協調の枠組みを構築する作業は頓挫していた。そうした対立の背後に合理化問題があったことは間違いない。合理化は、合理化が企業に多大な利益をもたらしても労働者がその公正な分け前を獲得することを保証されていなかっただけでなく、そもそも職を奪い、失業問題を一層深刻にする危険性をはらむものであったのである。

1932年に社会民主党政権が成立したが、大恐慌からの回復のみでなく、産業平和の確立も突きつけられた課題であった。産業平和への道筋を模索するために選任されたいわゆるノーティン（Nothin）委員会は、1936年にその実現のためには国家介入も不可避と結論した。このような事態に対し、それぞれ労使の中央組織であるLOとSAFは、同年に、労使協議の場として労働市場問題協議委員会（arbetsmarknadskommittén）を結成し、国家介入を回避し、両者主導の下で労働市場における秩序の確立を目指すこととなる。その結果、1938年に成立したのがサルトシェーバーデン協約であった¹¹。そして労働市場問題協議委員会が次に取り組んだ課題の1つが、職業教育問題であった¹²。次の節では、このようにして整備されていく集権的な労使交渉システムとしてのスウェーデン・モデルと職業教育の関係を見ることとする。

4. スウェーデン・モデルと職業教育

LO と SAF は、労働市場問題協議委員会を舞台として、サルトシェーバーデン協約に続き、様々な中央協約を締結することとなる。1942年に労働者保護協約 (arbetskyddsavtal)、44年職業教育協約 (lärlingsavtal)、46年に企業委員会協約 (företagsnämndsavtal)、48年に労働研究協約 (arbetsstudieavtal) がそれぞれ結ばれた。これらは、合理化運動の進展を背景に成立したといえる。労働者保護協約は、合理化に伴う労働環境の変化に労使が協調して対応する枠組を定めたものであり、職業教育協約は合理化を進展させていくために必要な技能養成を労使協力して進めていく姿勢を示したものであり、労働研究協約は、労使協力して労働研究を推進していくための体制の整備を目指したものであった。企業委員会協約は、企業に労使協議機関として企業委員会を設置し、他の中央協約で定めた内容を企業で実際に進めていくことを意図して締結された。つまり、LO と SAF は、サルトシェーバーデン協約とそれに続くこれらの中央協約により、労使協力に基づき合理化を進めて生産力を増進し、それに伴って生じる様々な問題も労使協力して解決していく制度的枠組を整備していったのである¹³。

職業教育は、この集権的労使交渉システムの中で主要な領域として位置づけられた。そこでまず以下では、職業教育協約の成立とそれによって成立した職業教育制度について見ていくこととする。

これまで見てきたように、合理化調査委員会や作業場学校調査委員会で行われた職業教育問題についての調査や議論により、職業教育の問題状況の把握が進み、学校制度や職業教育統括機関の改革の方向性が定まっていた。それゆえ、労働市場問題協議委員会で行われたのが、これまで職業教育の中心部分を担ってきた企業内教育の問題であった。こうして同委員会は、1939年に労働市場組織職業教育問題検討委員会 (Arbetsmarknadsorganisationernas yrkesutbildningskommitté) を選任し、企業内教育の問題についての検討を進めることとなった¹⁴。

この検討委員会は、1941年に SAF 加盟企業でアンケート調査を行った。それにより、まず、熟練養成が必要に迫っていない実

態が改めて明らかになった。毎年約 7000 人の熟練労働者が需要されると推定された。それゆえ、4年の教育期間で5%のドロップ・アウト率とすると、約 4万人の徒弟が現時点で教育を受けている必要があるのであるが、実際には 2万人しか教育を受けていないこととなる。しかも、徒弟教育の内容は全く体系的ではなかった。この時期においてもなお、作業場学校調査委員会が指摘したように、理論教育の不足が目立っていた (AYK 1944, s.41-42, 55)。

とはいえ、一部の産業や企業ではこの問題への取り組みが進んでいた。例えば、金属機械、建築、印刷、木材加工などいくつかの産業部門では、徒弟期間や賃金等の労働条件や待遇を定めた条項を含む団体協約が成立していた。それゆえ、検討委員会は、労使協調の下で団体協約を通じて企業内教育の改革を進めるべきだと主張した。その方が状況に応じて、柔軟かつ弾力的に物事を進めていけると考えられたのである¹⁵。

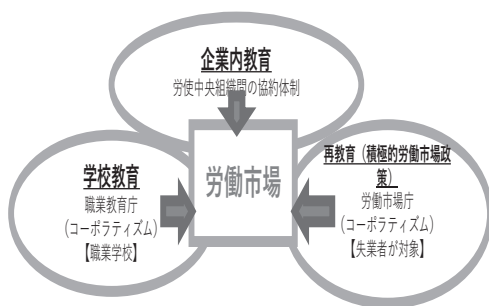
この検討委員会も、1918年以來の方針を継承し、職業教育は企業内教育を主とし、学校での教育はそれを補完するものであると位置づけた。すなわち、職業学校で広い範囲の一般教育と職業教育の基礎を身につけた上で、それぞれの職場で実践的な技能を獲得していく課程が想定された (AYK 1944, s.56-57)。また、雇用条件、雇用数、教育年限、使用者の (教育) 義務、徒弟の義務などについて、各産業で団体協約により企業内教育 (徒弟教育) に関する一般規定を定めるべきことを主張した (AYK 1944, s.65-77)。さらに、各産業で労使代表からなる徒弟委員会 (lärlingsnämnd) を設立し、協約に基づき、それぞれの産業部門における職業教育の状況を監視し、発展を推進することを提案した。例えば、徒弟委員会は、各産業部門における体系的な教育方針を作成し、各企業での徒弟教育のあり方をリードする他、職業教育を行う学校とコンタクトを持ち、教育活動での連携を進める。また、企業内教育に関連して労使で対立した場合は、調停を行うなどの役割が期待された。加えて各企業では、熟練労働者から職業オンブズマン (yrkesombud) を選任することを求めた。それは、協約の企業レベルでの実施を見守るとともに、企業内教育をめぐる労使の意見・要求を調整することを任務とした。徒

弟委員会や職業オンブズマンは、もちろん徒弟(将来の熟練労働者)の問題ばかりでなく、半熟練労働者の養成の問題も扱うとされた(AYK 1944, s.80-81)。

一方、中央レベルでは、SAFとLOが共同で労働市場職業審議会(arbetsmarknadens yrkesråd)を設立することを提案した。それはまず、労働市場の動向、特に熟練労働者や熟練に関する需要動向を把握することを任務とした。また、各産業の徒弟委員会の活動を調整し監督する役割や、複数部門にまたがる問題を扱うとされた。さらに、新設の職業教育監督機関(職業教育庁)に労使代表を送り込むプラットフォームとなることも意図された(AYK 1944, s.83-84)。

地域レベルでは、学校との連携が課題となった。そのため、コミュニンに職業教育を行う学校代表や労使代表が委員となる職業学校委員会(yrkesskolnämnd)を設立し、そうした地域的連携・協力の場とすることが提案された。さらに、職業学校の運営委員会に労使の代表を出席させることや、職業教育を担当する学校教師と企業教育担当者との間の人事交流など、学校での教育と企業内教育の間での連携を進めていくことが企図された(AYK 1944, s.89-90)。

○労働市場と労使中央組織



実際、先に言及したように、1944年に産業別の協約の前提として中央協約である職業教育協約が成立し、これに続いて中央に職業審議会、各産業に徒弟委員会が設立され、多くの企業でも職業オンブズマンが選任されていく¹⁶。このようにして、中央レベル、産業レベル、(地域レベル)、企業レベルで職業教育の

問題を労使協力して扱う制度的枠組が整備されていった。

このように企業内での職業教育は、労使中央組織を中核とする多層的な労使協調の枠組によって運営されることとなった。その一方で、学校で行われる職業教育を管轄する職業教育庁もコーポラティズム的な国家機関であり、労使中央組織の代表が大きな影響力を及ぼした。さらに、失業者に対する再教育の領域では、1948年に労働市場庁(Arbetarmarknadsstyrelsen)というコーポラティズム組織が成立し、いわゆる積極的な労働市場政策を展開していくこととなる。それゆえ、左の図に見るように、職業教育の諸領域(企業内教育、学校教育、失業者の再教育)は、労使中央組織の協調体制の一環として相互に結びつけられることとなった。

5. 制度に対する信用構築の失敗

第二次世界大戦が終了すると、戦火を免れて工業生産力を維持したスウェーデンは、世界の戦後復興需要の高まりにいち早く対応し、経済発展を推し進めることができた。それゆえ、戦時に予想した不況は訪れず、むしろ過熱ともいえる好景気を迎えた。こうした好景気は、基本的には1970年代初めまで続いた。高度成長期の到来である。この時期に福祉国家建設の本格化とあいまって人々の生活水準は飛躍的に向上し、スウェーデンに大量生産・大量消費の時代がもたらされることとなる。

そうした状況の中で、失業問題に悩まされた1920・30年代と打って変わって労働力不足が深刻な問題となった。労働力不足が賃金上昇を招いたことは想像に難くない。さらに賃金上昇は、激しいインフレの要因ともなった。特に生産性の上昇を上回る賃金上昇といった現象に象徴される過度なインフレは、経済成長の足を引っ張るものであった。それゆえ、戦後期のスウェーデンでは、如何にその状況を克服するかが最大の論点となった。LOは、経済全体の状況を配慮し、賃金引き上げ要求を抑制することを強いられた。このようなインフレ克服策をめぐって様々な議論が展開したが、最終的に1950年代半ば以降、連帯賃金政策とそれを補完する積極的労働市場政策を推進して、賃金上昇を経済成長の枠内に抑え

こみ、それにより安定した経済成長を実現することを政策的な枠組としていくこととなる。すなわち、労働組合運動が全産業部門において同一労働・同一賃金を追求し、企業や産業に労働生産性向上を促すと同時に、それに耐えることのできない企業や産業を淘汰する。それにより、経済構造の高度化が図られた。その一方で国家が淘汰される企業・産業から発展する企業・産業へ労働力移動を政策的に援助することで、この経済構造の高度化を側面から支えることが意図された。こうして賃金上昇がおのずと生産性の上昇をもたらすことで、それを生産性上昇の範囲に抑え込むのと同時に、所得の平準化ももたらすことが目指されたのである¹⁷。

しかし、労働力不足の問題は、1970年代初頭までの高度成長期を通じて解決されずに残った。もちろん、それは、労働力の総量を確保することばかりでなく、必要な技能をもつ労働力を養成するという質的な問題も含んでいた。サルトシェーバーデン体制の下では、労使協調に基づき企業内教育の形で技能形成を推進することが意図されていた。しかし、それが順調に進展しなかったのである。企業内職業教育の下にある徒弟数についてのきちんとした統計はないが、1952年に政府によって選任された職業教育専門家調査委員会（*De yrkesutbildningssakkunniga*）の見積もりによれば、1941年には徒弟数がSAF参加の企業で約2万人であったのが、むしろ1950年には1万5千人ほどに減少した。それに対し、実際には3万6千人から4万5千人を養成しなければニーズが満たせないと考えられたのである（*SOU 1954:11, 52,55*）。

では、どうして企業内教育は停滞してしまったのであろうか。職業教育専門家調査委員会は、好況のため、きちんとした訓練を受けずとも良い条件で就業する機会がいくらかもあり、若者が徒弟になりたがらないためであると考えた（*SOU 1954:11, 64-65*）。確かに40年代には、ベビーブームが起こる一方で、就業年齢層の内の最も若年層の割合が低下する傾向が見られた。さらに50年代に入り、連帯賃金政策が推進されるようになると、賃金平準化傾向が進み、不熟練・あるいは半熟練職種と熟練職種との賃金格差は平準化される傾向を見せた。テイラー主義的労務管理が普及すると、旧来の熟練職種が解体し、労働内

容の単純化が進んで半熟練職種が増大していったことも指摘される¹⁸。若者にとって、数年間にわたって徒弟修業に耐えなくともきちんと稼げる機会が増えていったのである。

それと同時に使用者にとっては、徒弟教育にかかるコストも増大していた。先述したように、1944年に職業教育協約が締結され、徒弟の賃金が団体協約の対象となると、徒弟に対する報酬は増加傾向となったのである。そもそも伝統的に労働組合運動は、企業内教育（徒弟制）に対して不当に安価に労働力を搾取する制度とみなして、懐疑的であった。あくまでも徒弟を労働者とみなして、正当な賃金を受け取るべきだと考えていたのである。これに対して、使用者側にとり、徒弟の労働力を安価に利用できるのは確かにメリットであった。そもそもせつかく教育に投資をしても、技能を身につけた労働者が他所で働くリスクがある限り、徒弟修業中は彼らが安く働いてくれないと割に合わなかった。それゆえ、伝統的に使用者は、徒弟制をあくまで教育制度と考え、徒弟を労働者とみなすことに抵抗した¹⁹。これに関連して、使用者は企業内での徒弟数の増加を求めたが、労組の側は徒弟に対して安価な労働力として濫用されることを恐れ、むしろ制限を求めたことも指摘される（*Olofsson 2005, s.57*）。

一方、若者にとり、徒弟修業を経ずとも実入りの良い就業機会が広がっていることだけだが、徒弟となることの魅力を減じているのではなかった。スウェーデンの労働市場では、「熟練」労働者の地位は盤石であるとは言えなかった。徒弟教育を経ても、労働市場で確固たる地位を得る保証はなかった。徒弟修業を終えることが熟練労働者であることの必要条件となり、労働組合への加入条件であったクラフトユニオンの伝統が存在したイギリスや、熟練資格の認定が法的な枠組を通じて行われたドイツと異なり、労働市場で徒弟修業と熟練資格が結びつけられ、労働者にそれを持たない労働者に対して特権的な地位をもつようなことはなかったのである。労働市場では、しばしば徒弟修業を終了したかどうかよりも、就業年数の方が賃金設定で評価されたのである²⁰。前工業化期において、製鉄業など農村でプロト工業が繁栄し、少なからぬ部分の技能形成が都市のギルド制の外で展開していたスウェーデンでは、労働組合運動におい

てクラフトユニオンの伝統は弱く、早くから産業別組合として発展した。1905年に締結された金属機械産業の全国規模の労働協約では、最低賃金規定が主要な内容となったのであるが、賃金の格付けについては熟練資格の有無ではなく就業年数が問題となったのである²¹。

他方、使用者側が企業内教育制度の拡充に二の足を踏んでいたのは、徒弟の賃金の問題だけではなく、中でも使用者間の利害対立の存在が指摘できる。先述の通り、各産業に徒弟委員会が設置されたが、そこで定めた方針が企業レベルでは守られなかった。先述したように、コストをかけて徒弟の教育に努めても、徒弟がそのまま自己の企業に留まるとは限らなかった。つまり、教育コストを産業全体で支える仕組みがない状況においては、教育コストをかけても熟練労働者を確保できない企業が出てくる一方で、コストをかけずとも熟練労働者を採用できる企業が生じることとなる。こうしたフリーライダーが横行する限り、企業が教育コストをかけ続けていく誘因は小さくなる。集権的団体協約体制の下で産業別に徒弟委員会が設置されたが、その方針や推奨が企業レベルでは守られないことが指摘されたが、それにはこのような状況が背景にあったと思われる²²。連帯賃金政策や積極的労働市場政策が推進される中で、高離職率が深刻な問題として取り上げられることとなったが、それは、企業が教育コストをかけるのを、さらに躊躇させる要因となったであろう²³。

結局、スウェーデン・モデルとしての集権的協約体制の下では、将来の労働市場での確固たる地位を保証して徒弟に低賃金で働くことを甘んじて受け入れさせることも、個別企業が教育投資を行うことに伴う様々なリスクを回避する制度やルールを構築することもできなかったのである。総じて、企業内教育制度は、徒弟、労働者、使用者といったステイクホルダーの信認を獲得し維持することに失敗したと言えよう。

このように企業内教育制度が伸び悩む中で、確実に成長を遂げていたのが学校形態での職業教育であった。国家の補助の拡大もあって、学校数や収容人員は増加し続けた。例えば、収容人員は、1950年頃には2万5千人程であったが、50年代末には4万5千人に増

えた (Olofsson 2005, s.103)。

こうした学校形態での職業教育制度の発展は、次第に企業内教育よりも学校形態での職業教育の展開に技能形成の主軸を置いていく考えにつながっていた。例えば、先述した職業教育専門家調査委員会の報告書は、ドイツのように法制化することで企業内教育を強化していくという考えを否定した。委員会は、既に現実には4分の1の者が学校形態のみの教育を受けて熟練資格を得ている状況を指摘する一方、オールラウンドな技能を必要とする職種は減少し、より特化した技能での習熟が求められている中で、日常的な作業を通じて年かさの先輩労働者によって技が現場で伝達されるような旧式の徒弟教育は非効率的あり、集約的体系的に行われる全日制の職業学校の方がそれにふさわしい職業教育の形態であることを強調したのである²⁴。

他方学校教育制度全体を見ると、スウェーデンでも、第二次大戦後に複線型学校制度を改め、統一学校制度を整備し、同時に義務教育の年限の延長が進められた。具体的には、1950年に9年制の新たな初等教育学校制度の発足が決まり、10年ほどの試験導入を経て、1962年に基礎学校制度がスタートした。その過程で、新しい統一学校制度での初等義務教育に続く教育制度の一環として職業教育を位置づける動きが強まった。例えば、先述のように、職業教育を行う学校は職業教育庁の所管であったが、これを学校庁と合併し、新たな学校庁を設立することが提案された。そこには、農業や林業、海運など、これまで学校庁にも職業教育庁にも管轄されなかった職業学校も傘下に収めることが意図された (Olofsson 2005, s.107)。

こうした状況の中で、1963年に政府(教育省)によって選任された職業教育調査委員会(yrkesutbildningsberedningen)は、これまで職業教育の主軸を企業内教育に置いていた政策方針を改め、逆に企業内教育を中等教育学校機関での職業教育を補完するものとして位置づけることを提案した²⁵。

こうして職業教育制度における企業内教育から学校教育への重心転換が起こった。それゆえ、労使中央組織でも方向転換の必要性が強く認識されることとなる。労働市場職業審議会は、1969年には、労使中央組織が団体協約を通じて(企業内教育を中心とした)職業

教育を規制していくという従来の方針を改め、学校を中心とした職業教育制度において、中央では新しい学校庁を通じて、地域では地域の学校統括組織を通じて労使が影響力を行使していくことを明確にした (Redogörelse 1969)。学校庁でも地域の学校統括組織でも様々な利害代表が意思決定に関与したのだが、その中に労使の利害代表も含まれたのである。

さらに1971年にはギムナジウム改革が行われ、職業学校も新しいギムナジウムの中に統合されることとなった。中等教育制度において、職業教育は一般教育に統合され、ギムナジウムの中のいくつかのコースとして位置づけられるようになったのである。このように団体協約で統括する企業内教育の比重が著しく低下する中で、1973年には、労働市場職業審議会の中央事務局 (central kansli) の規模が縮小された (AY 31/10, 1973, §10)。こうして上記のように、労使中央組織は、団体協約を通じてではなく、学校庁を通じて職業教育制度をコントロールしていく姿勢を明確にしたのである。

6. おわりに

「はじめに」で述べたように、アンデッシュ・ニルソンは、スウェーデンにおける職業教育制度の歴史的展開を、イギリス型からドイツ型へ、そしてさらにフランス型へという形で捉えた。

確かに19世紀半ばにギルドが解体した後、徒弟制が存続する一方で、民間主導で夜間学校やスロイド学校と行った職業学校が自発的に設立されていった。その意味ではイギリス型の進展があった。その後、第一次大戦前後の時期に、地方自治体 (コミューン) が中心となって職業学校制度が整備されていったが、ドイツのように徒弟制を規制する法律は成立しなかった。しかし、労使の中央集権的労働協約体制が成立していったことを背景として、そのもとで労使協力して企業内教育制度を整備し拡充していく方向性が追及されることとなった。こうして企業内教育制度を主軸として、それと職業学校との連携を進める形での発展が目指されたのである。職場と学校との間の連携が求められたという意味では、ドイツ型の発展が志向されたと言えよう。

しかし、スウェーデンでは、企業内教育制度はステイクホルダーの確固たる信認を獲得することができず、十分に定着することはなかった。その一方で、第二次世界大戦後に統一学校制度が実現する中で初等義務教育につづく学校形態に位置づけなおされ、職業学校制度は発展していった。それゆえ、職業教育制度は、国家の管轄の下で学校形態を主軸として展開することとなる。こうして第二次世界大戦後、職業教育は、むしろフランス型の方向で発展することとなったのである。その後の展開について、ここで述べることはできないが、基本的には現在に至るまでこの方向性は保たれていると考えられる。

こうした展開過程は、端的に言えば、スウェーデン・モデルの一環として企業内教育の形態で職業教育制度を確立していくことに挑戦し、失敗した歩みであるとも把握できるかと思われる。こうした職業教育制度がスウェーデン・モデルの興亡にもった意味については、今後の検討課題としたい。

参考文献

- Arbetsmarknadens yrkesråds sammanträdesprotokoll, Arbetarrörelsens arkiv [AY と略記]
Arbetsmarknadskommitténs sammanträdsprotokoll 1936 [AMK と略記]
Arbetsmarknadsorganisationernas yrkesutbildningskommitté [AYK と略記], *Betänkande med förslag till åtgärder för lärlingsutbildningens främjande*, Stockholm 1944.
De Geer, Hans, *Rationaliseringsrörelsen i Sverige: effektivitetssidéer och socialt ansvar under mellankrigstiden*, Stockholm 1978.
Edlund, Sten, et al., *Saltsjöbadsavtalet 50 år*, Stockholm 1988.
石原俊時「企業から見たスウェーデン・モデル (1)」『経済学論集』第74巻第3号, 2008年。
石原俊時「企業から見たスウェーデン・モデル (3)」『経済学論集』第75巻第1号, 2009年。
Hedman, Anders, *I nationens och det praktiska livets tjänst. Det svenska yrkesskolesystemets tillkomst och utveckling 1918 till 1940*, Umeå 2001.
Johansson, Anders, L., *Tillväxt och klassamarbete – en studie av den svenska modellens uppkomst*, Stockholm 1989.
Johansson, Alf, *Den effektiva arbetstiden. Verkstäderna och arbetsintensitetens problem 1900–1920*, Uppsala 1977.
Landgren, Karl-Gustav, *Den 'nya ekonomien' i*

- Sverige. J.M. Keynes, E. Wigforss, B. Ohlin och utvecklingen 1927-39, Uppsala 1960.
- Larsson, Lars, *Industri- och hantverksutbildning under två sekel*, Uppsala 2001.
- Lindell, Ingrid, *Disciplinering och yrkesutbildning. Reformarbetet bakom 1918 års praktiska ungdomsskolereform*, Uppsala 1992.
- Lindgren, Jan, *Svenska metallindustriarbetareförbundets historia*, Band I, Stockholm 1938.
- Luthman, Gösta, et al., red., *MTM i Sverige 1950-1990*, Stockholm 1990.
- 宮本太郎『福祉国家という戦略』法律文化社 1999年。
- Nilsson, Anders, ”Yrkesutbildningens utveckling 1940-1975”, i: Håkansson, Peter & Nilsson, Anders red., *Yrkesutbildningens formering i Sverige 1940-1975*, Stockholm 2013a.
- Nilsson, Anders, ”Lärlingsutbildning – ett alternativ i yrkesutbildningen 1940-1970?”, i: Håkansson, Peter & Nilsson, Anders red., *Yrkesutbildningens formering i Sverige 1940-1975*, Stockholm 2013b.
- ニルソン, アンデッシュ, 「1850年から2008年のスウェーデンにおける職業教育・訓練 – その一つの考察 –」(技術・職業教育研究室・研究報告)『技術教育学の探究』第7号, 2010年。
- Nilsson, Anders, ”The emergence of vocational education and training in Sweden in an European perspective”, 技術・職業教育研究室・研究報告)『技術教育学の探究』第25号, 2022年。
- Ohlsson, Rolf & Olofsson, Jonas, *Arbetslöshetens dilemma – motsättningar och samförstånd i svensk arbetslöshetsdebatt under två sekel*, Stockholm 1998.
- Olofsson, Jonas, *Rationaliseringsideologi, arbetsmarknadspolitik och utbildning. Rehn-Meidnermodellen i ny belysning*, Lund Papers in Economic History 1991:10.
- Olofsson, Jonas, *Svensk yrkesutbildning. Vägval i internationell belysning*, Stockholm 2005.
- 小野塚知二『クラフト的規制の起源 19世紀イギリス機械産業』有斐閣 2001年
- Redogörelse för diskussionen i Arbetsmarknadens Yrkesråd den 5 december 1969. Arbetarrörelsens arkiv.
- SAF/LO/Arbetsstudierådet, *Tjugo år med arbetsstudieavtalet 1948-1968*, Stockholm 1968.
- SOU 1936:6) *Arbetslöshetsutredningens betänkande 2, Åtgärder mot arbetslöshet*.
- SOU 1938: 26) Verkstadsskoleutredningen, *Betänkande med utredning och förslag angående Centrala verkstadsskolor m.m.*
- SOU 1938: 30) 1936 års hantverkssakkunniga, *Betänkande jämte lagförslag angående lärlingsutbildningen inom hantverket och den mindre industrin*.
- SOU 1938: 54) Verkstadsskoleutredningen, *Betänkande med utredning och förslag angående överstyrelse för yrkesutbildning*.
- SOU 1939: 13) *Rationaliseringsutredningens betänkande, del 1, motiv och förslag*.
- SOU 1939:14) *Rationaliseringsutredningens betänkande, del 2, verkställda undersökningar*.
- SOU 1954:11) *Yrkesutbildningen*. Betänkande av 1952 års yrkesutbildningssakkunniga.
- SOU 1966:3) *Yrkesutbildningen*. Betänkandet av yrkesutbildningsberedningen I.
- Söderberg, Tom, *Hantverkarna i genombrottskedet 1870-1920*, Stockholm 1963.
- Tekniska kommittén, *Den lägre tekniska undervisningens ordnande. Underdånigt utlåtande och förslag avgivet af den av Kungl. Maj:t den 4 oktober 1907 tillsatta kommittén. Del 1, Utlåtande och förslag*, Örebro 1912.
- Tekniska kommittén, *Den lägre tekniska undervisningens ordnande. Underdånigt utlåtande och förslag avgivet af den av Kungl. Maj:t den 4 oktober 1907 tillsatta kommittén. Del 2, Den lägre tekniska undervisningen i Sverige*, Örebro 1911.
- セーレン, キャスリーン, 『制度はいかに進化するか – 技能形成の比較政治経済学』大空社出版 2022年。
- Unga, Nils, *Socialdemokratin och arbetslöshetsfrågan 1912-34. Framväxten av den 'nya' arbetslöshetspolitiken*, Stockholm 1976
- Yrkesutbildningen inom industrin. Synpunkter och förslag avgivna av yrkesrådets översynskommitté*, Stockholm 1956.
- Westerståhl, Jörgen, *Svensk fackföreningsrörelse. Organisationsproblem, versamhetsformer, förhållande till staten*, Stockholm 1945.

1 ニルソン 2010, 60 頁。特に 20 世紀初頭の段階までをイギリス (自由主義) 型としたものとして, Nilsson 2022 を参照。

2 手工業での 19 世紀末葉での状況については, 例えば, Söderberg 1963, s.242-45, 269-71 を参照。1919 年に 8 時間労働が試験的に法律により導入された。労働時間の短縮とそれに伴う労働強化については, Johansson 1977 を, スウェーデンにおける合理化運動の展開については, とりあえず, De Geer 1978 を参照。

3 husligt arbete のことで, 裁縫などの技術を学ぶ。元来, 家庭内で行われる不払い労働であるが, 家内工業

として組織され、稼得労働に転化している。

- 4 1918年の国会決議および職業学校条例成立の経緯については、Lindell 1992 が詳しい。
- 5 職業学校の諸形態については、Hedman 2001, kap.4; Larsson 2001, s.109-116 を参照。
- 6 Lindell 1992, s.199; SOU 1938:54, kap.1.
- 7 この点を、スウェーデンにおける職業教育制度がドイツのいわゆるデュアルシステムなどと決定的に異なる方向で発展することを規定した歴史的な転換点としてウーロフソンが強調している。Olofsson 2005, s.50.
- 8 SOU 1939: 13, s.50-52, s.99-100. なお、合理化調査委員会における同時期の職業教育（特に学校教育）の問題状況と改革の方向性についてのエケレーフ（Gösta Ekelöf）の議論も、このような合理化の進展の認識を前提としている。彼は、スウェーデン職業学校連盟（Svenska yrkesskolföreningen）の会長であり、教育行政にも深くかかわっていた。SOU 1939:14, s.374-387.
- 9 SOU 1939:13, s.93-98. 失業調査委員会も、例えば、失業対策として労働時間の短縮について検討し、それにどちらかと言えば否定的であったが、合理化の推進による経済成長というはっきりとした目標設定からではなかった。SOU 1935:6, Kap.VIII.
- 10 この委員会設立については、合理化調査委員会の報告書にも経緯が述べられている。SOU 1939:13, s.100. 失業者向けのコースは、そもそも1922年から開設されるようになったが、1931年より大規模に作業場学校として展開されることとなった。1938年3月の時点で、1236人の生徒を収容する11校が存在していた。SOU 1938:26, s.9-14. 実はこの調査委員会の他にも、1930年代後半から手工業、農業、林業などとの関わりで政府調査委員会による職業教育を対象とする調査が行われていた。作業場学校調査委員会の調査は、これらの調査の成果を踏まえ、職業教育の全体像を把握しようとした。SOU 1938:26, s.19-20.
- 11 国家介入の回避が緊急の課題であったことは、第1回の会議の冒頭で会議議長を務めたエドストレーム（Sigfrid Edström）の発言からも伺える。AMK 22/5 1936, §2.
- 12 サルトシェーバーデン協約成立後の会議で、今後に取り組むべき課題として、職業教育問題は労働者保護問題などと共に掲げられた。AMK 31/5 1939, §3.
- 13 サルトシェーバーデン協約がそれのみでは完結したのではなく、ここで述べたように、それに続く一連の中央協約と一体となって労使協力の下で経済成長を推進する体制の構築を意図したものであったことについては、例えば、Johansson 1989; Edlund 1988 を見よ。それらの協約が、企業委員会を結節点として、国民経済レベルのみではなく、企業レベルでの労使関係のあり方を実質的に規定しようとしていたことについては、石原 2008 を見よ。
- 14 職業教育問題と労働者保護問題については、同時にそれぞれの問題を検討する小委員会を選任することが決定され、取り組みが開始されている。AMK 9/20 1939, §5, 21/2 1940, §5.
- 15 AYK 1944, s.62-63. この報告書の付録（Bilagor）には、木材加工業、建築業、鍛造行、印刷業等の産業別団体協約の徒弟に関する条項が収められている。
- 16 ほぼ同時期に検討委員会が選任されたのにもかかわらず、職業教育問題の報告書は、労働者保護問題の検討委員会の報告書が1940年のうちに出されているのに対し、やっと1944年に提出された。その遅れには、その間に1941年と42年には労働市場問題協議委員会の会議が1回も開かれていないことから見て、戦時情勢のひっ迫が背景にあったものと推測される。職業教育協約については、とりあえず石原 2008, p.46 を見よ。
- 17 連帯賃金政策及び積極的労働市場政策については、とりあえず、宮本 1999, 120-139 頁を見よ。ウールソンとウーロフソンは、こうした連帯賃金政策と積極的労働市場政策の起源を、経済構造の高度化を通じた経済成長の促進を意図した戦間期の合理化委員会などの政府調査委員会に求めている。Ohlsson & Olofsson 1998, s.152,155,172; Olofsson 1991.
- 18 労働の標準化・単純化の進展は、一つには、時間研究の一種であるMTMシステムの普及によって反映されるであろう。スウェーデンMTM協会の認定したMTM技術者数は、1960年には2,000人であったが、67年には14,000人弱に達した。SAF/LO/Arbetsstudierådet 1968, s.42. 1960年代には、MTMシステムは、組み立て作業から修繕作業、さらには様々な事務作業に普及し、製造業のみでなく銀行業などサービス業にまで取り入れられた。Luthman 1990, Kap.5-6 を参照。
- 19 Olofsson 2005, s.58. かつてギルドでは、徒弟修業を受けるために、むしろ料金を支払っていたことについては、例えば、セーレン 2022, 65 頁を参照。
- 20 Yrkesutbildningen 1956, s.14. 例えば、19世紀イギリスにおける熟練労働者組合による入職規制については、小野塚 2001 を、ドイツの状況については、セーレン 2022, 56-57 頁を参照。
- 21 Lindgren 1938, s.634. スウェーデンの労働組合運動の歴史的展開においてクラフトユニオンが主導した時期は短く、その役割は限られたものであったのかについては、例えば、Westerståhl 1945, s.44-46, 54-58 を参照。
- 22 例えば、以下の労働市場職業審議会での議論を参照。AY 27-28/10,1950, §7; 12/1,1952, §9.

-
- ²³ 離職問題のボルボ社における状況とそれへの対応については、石原 2009, 44, 49-53 頁を参照。
- ²⁴ SOU 1954:11, s.74-76. 同調査委員会の提案に基づき、1955年に職業学校は基本的な職業教育を行う全日制の学校として位置づけられ、企業が運営する職業学校も職業学校庁が管轄する正式の学校形態となった。こうして今まで従属的な位置づけであった学校形態での職業教育は、企業内教育と並立するものとみなされることとなった。Nilsson 2013a, s.29-31.
- ²⁵ SOU 1966:3, s.112. 職業教育における企業内教育から学校教育への重心転換については、例えば、Nilsson 2013b, s.113-114 を参照。

(本稿は、科研費課題番号 21K01594 に基づく研究成果の一部である)